

公 示

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（一般土木等）」の申請について
標記について、協定締結に参加を希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和3年2月4日

国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小宮 秀樹

記

1. 協定の目的

利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

2. 協定内容

(1) 協 定 書 別冊協定書のとおり

(2) 協定区間 別紙の利根川ダム統合管理事務所直轄管理区間

別紙① 藤原ダム管理支所管内

別紙② 相俣ダム管理支所管内

別紙③ 藺原ダム管理支所管内

別紙④ ハッ場ダム管理支所管内

(3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等を想定している。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規程に該当しない者であること。

(2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち一般土木工事、維持修繕工事のいずれかに認定されているものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局

長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

- （３）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）群馬県内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- （５）平成 17 年度以降関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡しが完了した直轄工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記 4. 成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあっては、修正評定点）をいう。）が 65 点未満のものを除く。

- （６）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、本発注工事の工事種別における過去 2 年間の工事成績評定点の平均点が 2 年連続で 60 点未満でないこと。
- （７）資料の提出期限日から協定締結までに関東地方整備局長から工事請負契約にかかる指名等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）にもとづく指名停止を受けていないこと。
- （８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- （９）工事請負契約に基づく工事関係者に関する措置請求に受注者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実でないこと。
- （10）対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。
- （11）災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前 1 年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方法があるが、いずれの方式でもよい。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

4. 協定期間

協定期間：令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

5. 申請書類

- （１）申請書 様式一土木 1
- （２）調査票 様式一土木 2、様式一土木 3

※調査票は令和 3 年 2 月 3 日現在で作成する。

6. 申請書類の提出

申請書類は原則として、郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）により提出することとするが、やむを得ず持参する場合は下記のとおりとする。郵送の場合は受領期限内必着とする。

（１）受付期間

令和３年２月４日（木）から令和３年２月２６日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く８時３０分から１７時１５分とする。

（２）受付場所

〒３７１－０８４６ 群馬県前橋市元総社町５９３－１

国土交通省利根川ダム統合管理事務所 管理課（中島、米山）

TEL ０２７－２５１－２０２２

（３）提出部数

１部（Ａ４サイズ）

7. 審査基準

別紙－土木１における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

8. 締結通知

「災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定（一般土木等）」の締結及び非締結についての通知は、申請者へ書面をもって通知する。

なお、通知は令和３年３月１２日（金）を予定している。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、利根川ダム統合管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

なお、持参するものとし、郵送、FAX及び電子メールによるものは受け付けない。

（１）提出期限

令和３年３月１５日（月）から令和３年３月１９日（金）までの８時３０分から１７時１５分とする。

（２）提出場所

6.（２）の受付場所と同じ。

（３）回答期限及び方法

令和３年３月２４日（水）までに書面により回答する。

10. その他

（１）申請書類に要する費用は、提出者の負担とする。

（２）申請書類は、利根川ダム統合管理事務所のホームページよりダウンロードすることとする。「<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonedamu/>」

（３）提出された申請書類調査票は、当目的以外に使用することはない。

（４）提出された調査票は、返却しない。

(5) 申請書類に関する問い合わせは、6. (2) の受付場所と同じ。

(6) 連絡先等調査

災害協定締結後、所定の書式により緊急時、平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況を調査する。調査内容、時期は以下のとおり。

①調査内容

- ・緊急時、平常時の担当者連絡先

担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

- ・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、保有している資材調査

協定に基づく出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所

- ・他機関との協定状況

他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

毎年4月期に依頼する。

③提出先

6. (2) の受付場所と同じ。

④提出方法

電子メールによる。

(7) 管内ダム管理支所の所在地等

①藤原ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町夜後26

電話：0278-75-2006

②相俣ダム管理支所

群馬県利根郡みなかみ町相俣1493

電話：0278-66-0034

③園原ダム管理支所

群馬県沼田市利根町園原2378

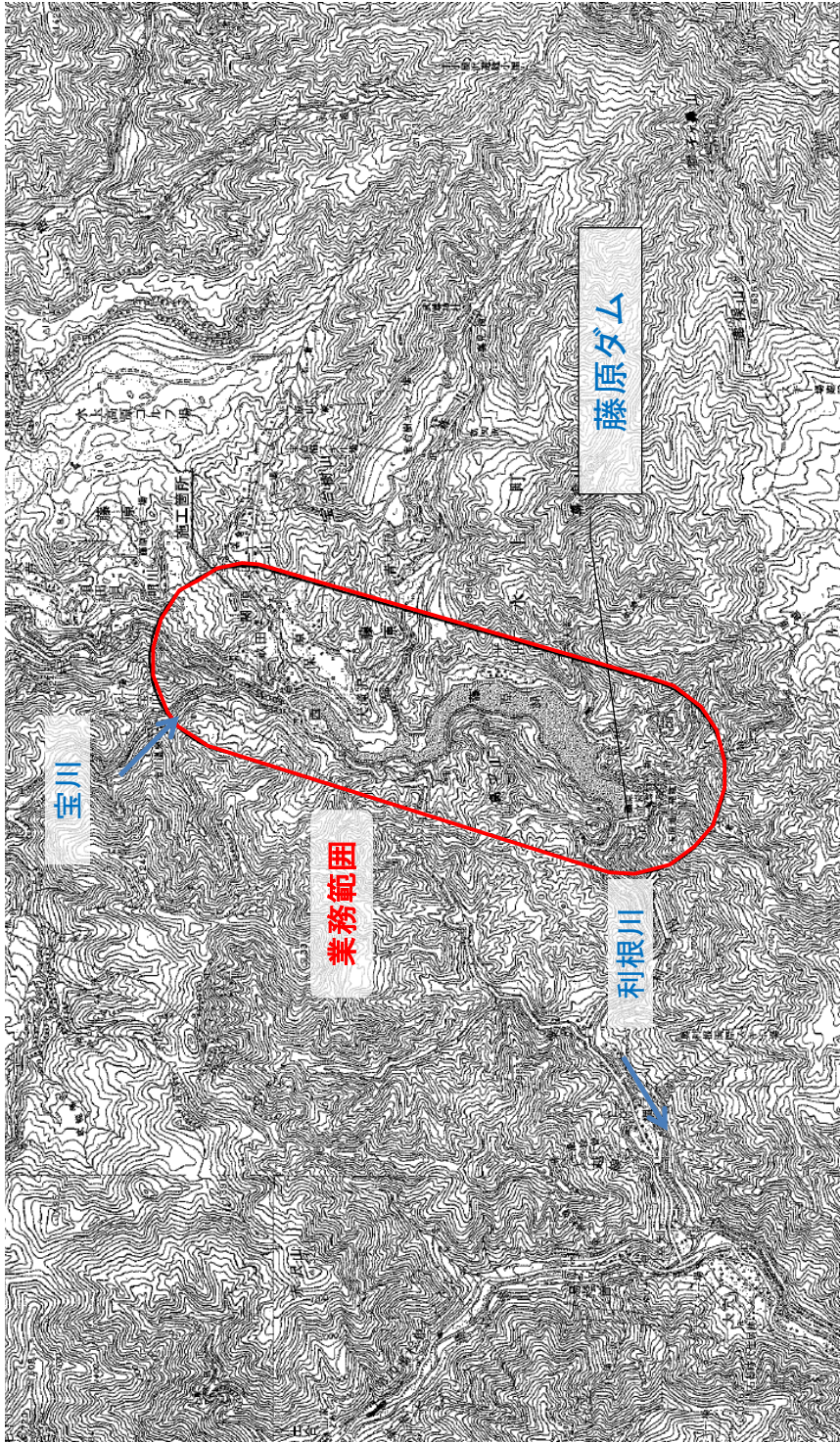
電話：0278-54-8012

④ハッ場ダム管理支所

群馬県吾妻郡長野原町川原畑1121-31

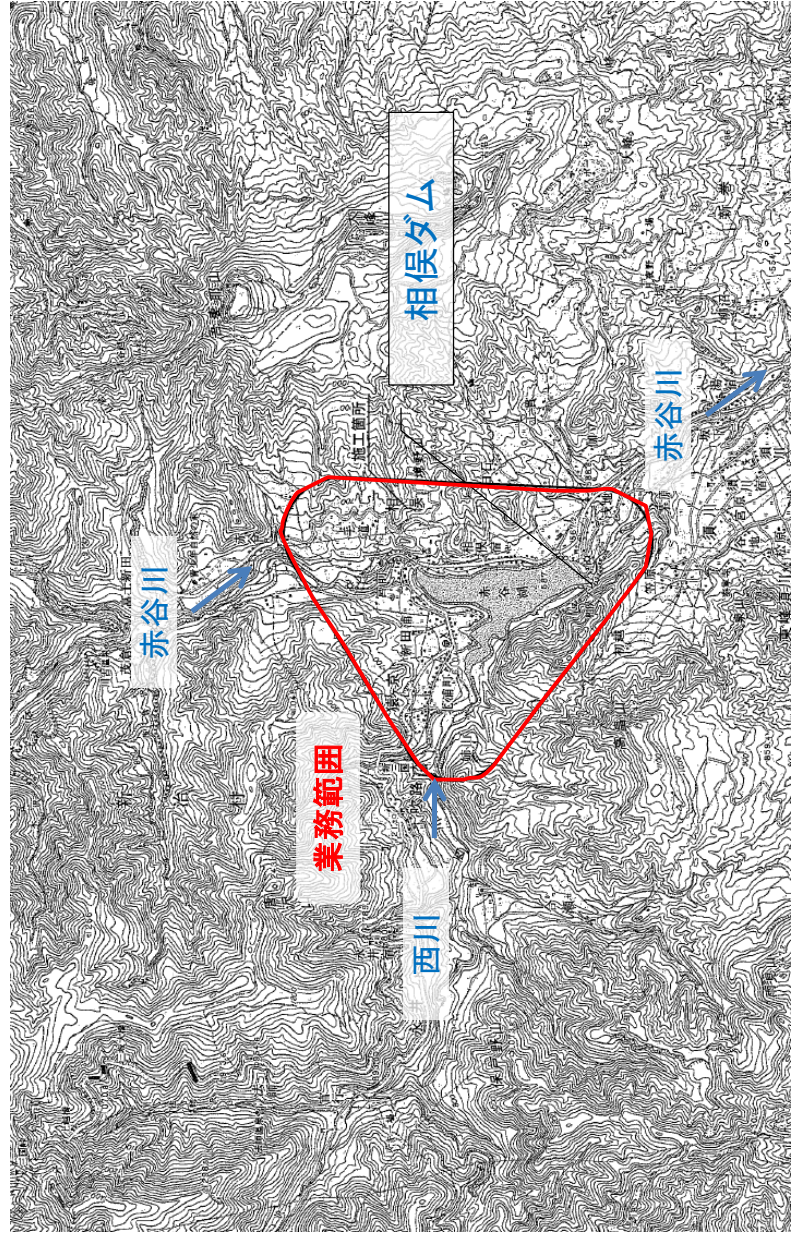
電話：0279-83-2560

藤原ダム管理支所管内 災害協定業務範囲



河川名	延長	地 先 名	
(本川) 利根川	7.2km	上流端	(左岸)利根郡みなかみ町藤原字須田貝5290-1地先 (右岸)利根郡みなかみ町藤原字芹沢6370-1地先
		下流端	(左岸)利根郡みなかみ町藤原字大倉国有林3班イ小班地先 (右岸)利根郡みなかみ町夜後字洞永26-2地先
(支川) 宝川	0.7km	上流端 (利根川合流点)	(左岸)利根郡みなかみ町藤原字宝川1938-5地先 (右岸)利根郡みなかみ町藤原字蛇喰1896-5地先
		下流端 (利根川合流点)	(左岸)利根郡みなかみ町藤原字宝川1938-8地先 (右岸)利根郡みなかみ町藤原字蛇喰1895-5地先

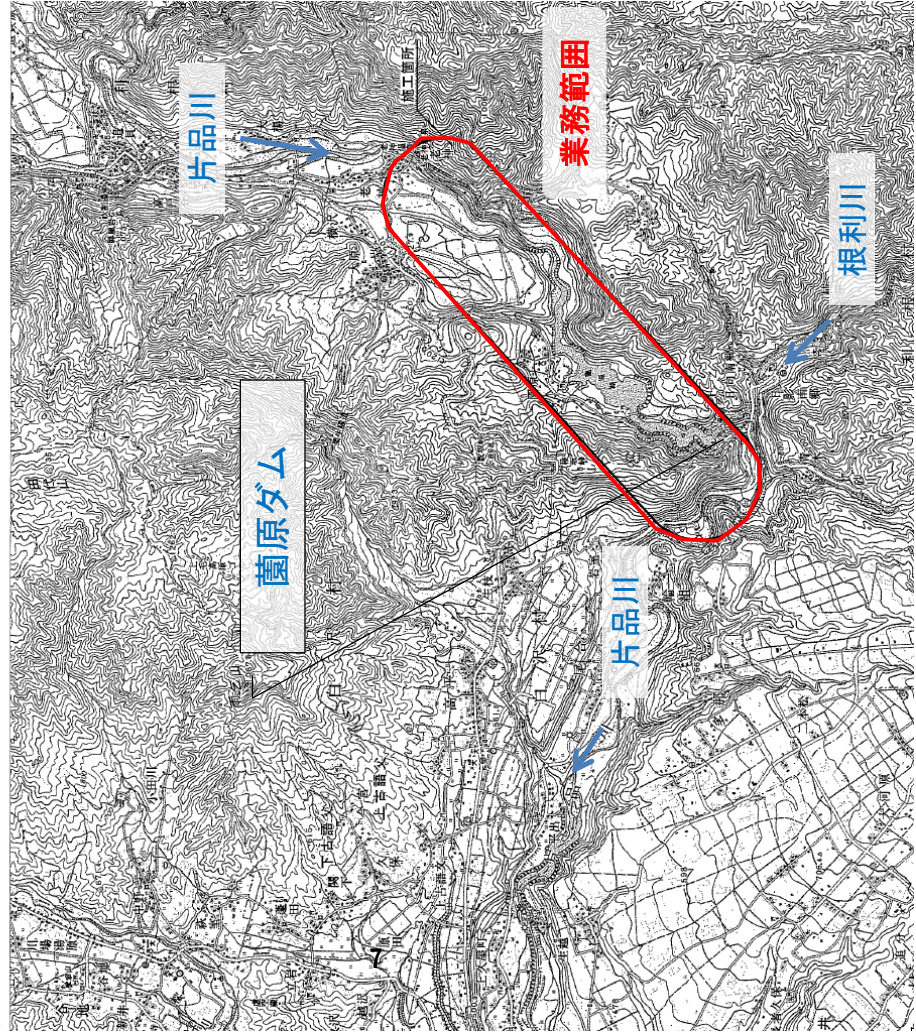
相俣ダム管理支所管内 災害協定業務範囲



河川名	延長	地 先 名	
(本川) 赤谷川	4.8km	上流端	(左岸)利根郡みなかみ町相俣字下野段2477の4地先 (右岸)利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字小屋場1456の2地先
		下流端	(左岸)利根郡みなかみ町相俣字宮坂1497地先 (右岸)利根郡みなかみ町須川字打越1427地先
			(左岸)利根郡みなかみ町吹路字下原344地先 (右岸)利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字ツデ甲760地先
		下流端 (赤谷川合流点)	(左岸)利根郡みなかみ町猿ヶ京温泉字生井83の2地先 (右岸)利根郡みなかみ町相俣字向山1588地先
(支川) 西川	2.7km	上流端	

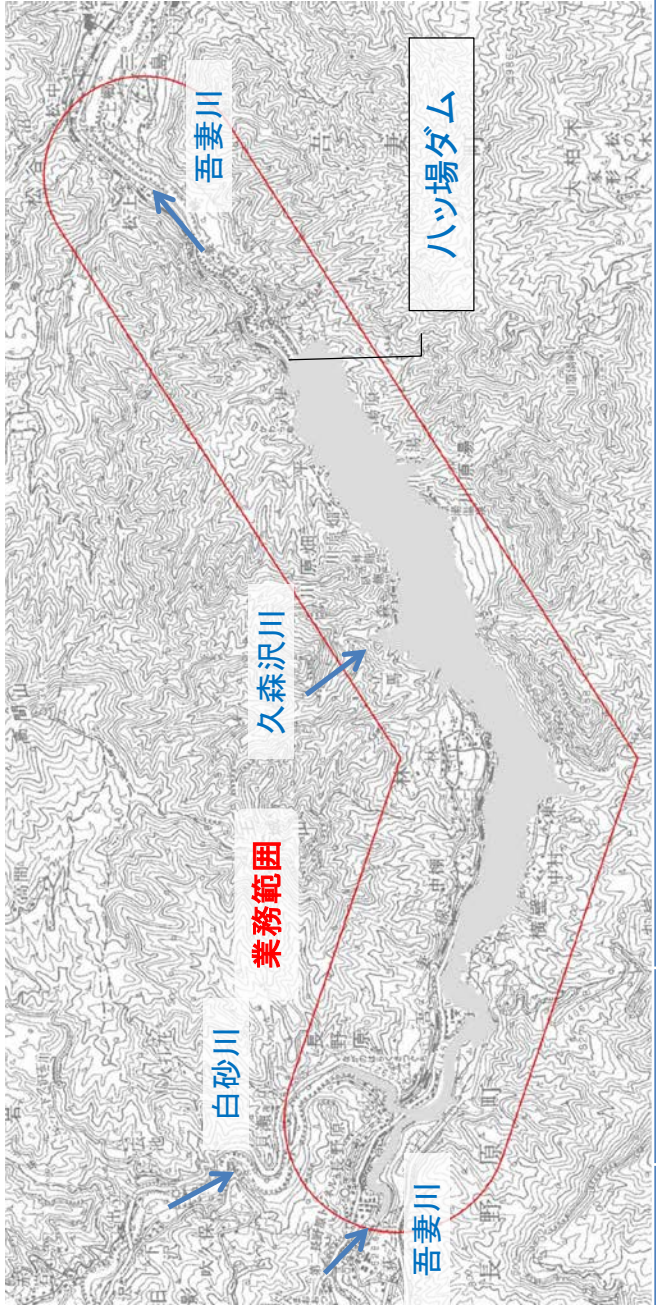
菌原ダム管理支所管内 災害協定業務範囲

位置図



河川名	延長	地 先 名
(本川) 片品川	7.0 km	(左岸) 沼田市利根町大字大揚字大平 45番の乙地先 (右岸) 沼田市利根町大字老神字湯の 上569番の1地先
		(左岸) 沼田市利根町日向南郷字葡萄 50番地先 (右岸) 沼田市白沢町岩室字奥崎1119 番地先

ハッ場ダム管理支所管内 災害協定業務範囲



河川名	延長	地 先 名	
(本川) 吾妻川	12.7km	上流端	(左岸) 吾妻郡長野原町大字長野原字遠西耕地10番地先 (右岸) 吾妻郡長野原町大字長野原字遠西耕地10番地先
		下流端	(左岸) 吾妻郡中之条町大字未や字雁ヶ沢3654-2地先 (右岸) 吾妻郡中之条大字三島字岡原6458-2地先
(支川) 白砂川	1.7km	上流端	(左岸) 吾妻郡長野原町大字長野原油郎462-1地先 (右岸) 吾妻郡長野原町大字長野原字打越346-3地先
		下流端	吾妻川への合流まで
(支川) 久森沢川	1.3km	上流端	吾妻郡長野原町大字林字空通国有林133林班地先
		下流端	吾妻川への合流まで

評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	欠格要件	備 考
協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否	下記資格等を1つ以上有している技術者の有無 ①技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る）） ②1級土木施工管理技士 ③2級土木施工管理技士 ④1級建設機械施工技士 ⑤2級建設機械施工技士	資格等の保有者がいない場合	様式－土木 2
協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否	作業員の有無 （協力会社含む※1）	作業員を確保できない場合	様式－土木 2
平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績	平成17年4月1日以降に元請として完成・引渡しが完了した関東地方整備局管内（港湾空港関係を除く。）での直轄工事の施工実績の有無	施工実績が無い場合	様式－土木 2
過去2年間の工事成績評定点の平均点	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の平成30年4月1日から令和元年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	2年連続で60点未満	－
協定に基づく出動要請を行った場合に出動できる建設機械等の台数	下記のいずれかの機械の保有の有無 ・バックホウ（0.45m³以上） ・ブルドーザ（3 t 以上） ・ダンプトラック（10 t 級） （リース等含む※2）	機械を保有していない場合	様式－土木 3

※1 作業員の配備に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意・了解印必須）を添付する。

※2 「リース等」とは、リース及び協力会社をいう。リースの場合は契約書等の写しを、協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付する。

災害時における河川等災害応急復旧業務に関する協定書（案）
（一般土木等）

国土交通省関東地方整備局利根川ダム統合管理事務所長 小宮 秀樹（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、災害時における利根川ダム統合管理事務所管内の災害応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第 1 条 この協定は利根川ダム統合管理事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川等」という。）において発生した災害のため必要となった応急復旧業務に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と軽減について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（協定の適用区分）

第 2 条 協定が適用される区分は、土木関係に関する応急復旧等とする。

（業務の実施範囲）

第 3 条 業務の実施範囲は別紙の利根川ダム統合管理事務所直轄管理区間とその付近とする。

（業務の実施体制）

第 4 条 甲は、当該河川等の災害に係わる緊急活動が必要と認められる時には、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動要請するものとする。

2 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川等の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。

3 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

4 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

（業務の指示）

第5条 業務の指示は、甲または第3条に定める範囲を担当するダム管理支所長（以下「支所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第6条 乙または第4条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに支所長へその旨の報告をするものとする。

（業務の実施報告）

第7条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに支所長へ報告するものとする。

（契約の締結）

第8条 甲は、第4条第1項により乙に出動要請をしたときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第9条 乙は、予め災害に備え第4条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

3 甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

（建設資機材の提供）

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

（業務の特例）

第11条 甲が特に必要として第3条に規定する以外の範囲に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

（費用の請求）

第12条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第8条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第13条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第8条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（被害の負担）

第14条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

（法定外労働災害補償制度への加入）

第15条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

（訓練等への参加）

第16条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

（有効期限）

第17条 この協定の有効期限は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までとする。

（協定の解除）

第18条 甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

（協 議）

第 19 条 この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第 20 条 乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日建設省厚第 91 号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

2 乙が関東地方整備局（港湾空港関係を除く）一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち、一般土木工事または維持修繕工事のいずれかに登録されていない場合はこの協定を適用しない。

（雑 則）

第 21 条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和 3 年 3 月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
利根川ダム統合管理事務所長 小宮 秀樹

乙 ○○○○○○○○
代表取締役 ○○ ○○

様式－土木 1

協定参加申請書

令和 年 月 日

国土交通省関東整備局
利根川ダム統合管理事務所長
小 宮 秀 樹 様

住 所 〒 〇〇〇－〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町
〇〇番〇〇号

代表者 〇〇〇〇建設株式会社
代表取締役社長

〇 〇 〇 〇 印

「災害時における河川等災害復旧業務に関する協定」に参加したく申請します。
なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 〇 〇 〇 〇

部 署 本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 (代) (内線〇〇〇)

2. 添付書類 ※必要に応じて加除する事

- ・ 様式－土木 2
- ・ 様式－土木 3
- ・ CORINS の写し
- ・ 協力会社の了解した旨の証明書
- ・ リース契約書

河川等災害応急復旧業務に関する調査票（１）

会社名： ○○○○建設株式会社

令和 3 年 2 月 3 日現在

1. 協定に基づく出動要請を行った場合の技術者の可否

所有資格	人 数	備 考
① 技術士	人	
② 1 級土木施工管理技士	人	
③ 2 級土木施工管理技士	人	
④ 1 級建設機械施工技士	人	
⑤ 2 級建設機械施工技士	人	
合 計	人	

※ 複数の資格を所有している場合は、どれか 1 つの資格に計上する。

2. 協定に基づく出動要請を行った場合の作業員の可否

作業員の人数	自 社	人
	協力会社	人

※ 作業員の可否に関して、協力会社の作業員については、協力会社の了解を得た旨の証明書（書式任意、了解印必須）を添付する。

3. 平成17年度以降関東地方整備局管内における直轄工事で元請けとして施工した実績

工 事 名	工 期	発注機関名
	自	
	至	

※ 工事实績は、最新のものを記載すること。

コリンズの写しを添付すること。ただし、コリンズでの記載内容で実績が不明な場合については、工事の施工内容がわかるもの（仕様書等）を添付する。

【参考】協定の範囲

公示文に記載の別紙①～別紙④の中から受け持ち支所の希望を記入して下さい。
どの範囲でも良い場合は未記入で結構です。

なお、希望どおりの支所にならない場合もあります。

	第 1 希望支所	第 2 希望支所	第 3 希望支所	第 4 希望支所
支所名				

様式－土木 3

河川等災害応急復旧業務に関する調査票（２）

会社名： ○○○○建設株式会社

令和 ３年 ２月 ３日現在

協定に基づく出動要請を行った場合に出勤できる建設機械等の台数

番号	機械名	規格	数 量			保有箇所住所	備 考
			自	協	リ		
	バックホウ					群馬県前橋市	
	ブルドーザ					群馬県前橋市	
	ダンプトラック					群馬県前橋市	

※ リースの場合は契約書等の写しを、協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付する。

【記入要領】

- 汎用性の高い、主要な機械を記載するものとする。
- 「数量」欄は、以下の区分毎に数量を記載する。

自：自社保有 協：協力会社保有 リ：リース